

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都中央区八丁堀3丁目28-12

氏名 寺田工業株式会社

代表取締役 寺田 明子

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和6年3月27日

中野区長の名において
東京二十三区清掃協議会
会長 吉住 健一

記

- 1 取り扱う一般廃棄物の種類 汚でい
- 2 事業の区分 収集・運搬(保管・積替えを除く。)
- 3 運 搬 先 区長の指定する処理施設
株式会社京葉興業
- 4 作 業 場 所 中野区の区域内
- 5 許 可 期 間 令和6年4月1日 から
令和8年3月31日 まで
- 6 許可の条件

本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。

この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、中野区長に審査請求をすることができます。この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に中野区を被告として提起しなければなりません(訴訟において中野区を代表する者は中野区長となります。)。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内にこの処分に対する審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。